

レベニューキャップ^o制度の業務フローについて

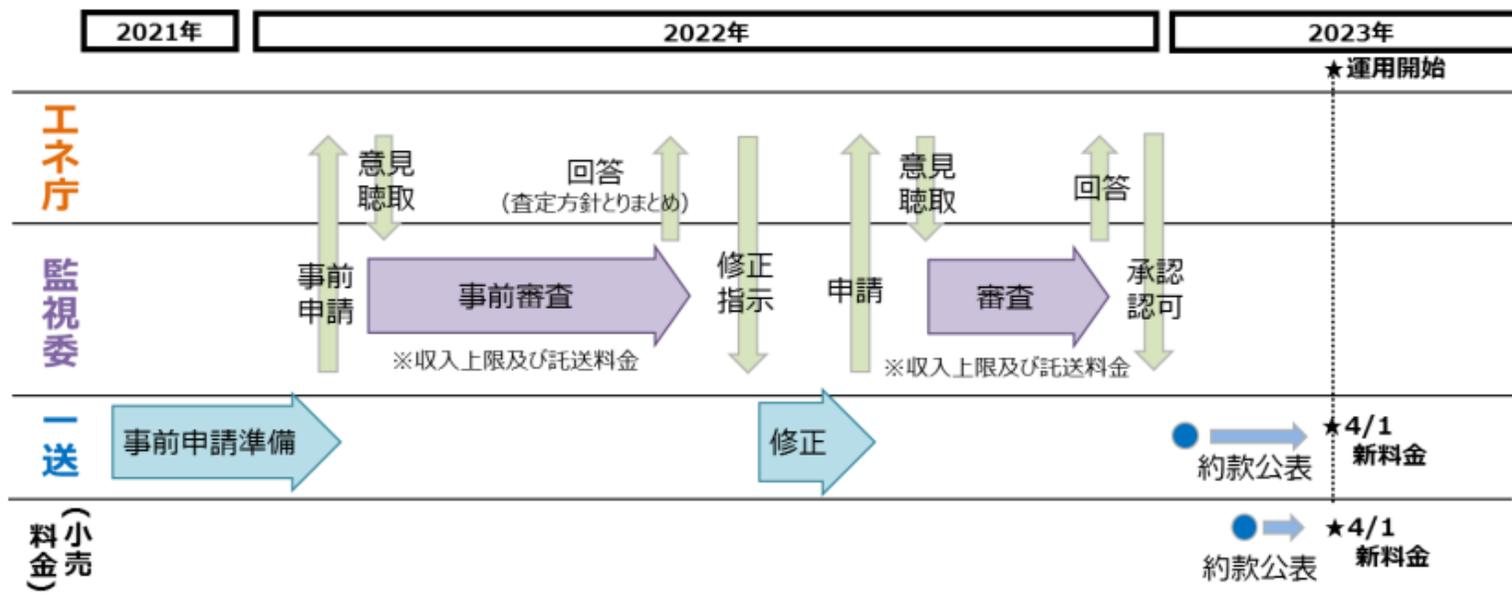
2022年7月20日

資源エネルギー庁

(参考) レベニューキャップ制度の想定業務フロー

- 持続可能な電力システム構築小委員会第二次中間取りまとめ（2021年8月）において、レベニューキャップ制度に基づく新たな託送料金及びそれに基づく小売経過措置料金は**2023年4月1日より開始する方向で準備を進めていくことを確認した。**
- そのため、**2022年度前半には審査プロセスを開始し、2022年中を目途に収入の見通しの承認を行うことを目指すこととした。**

持続可能な電力システム構築小委員会
第二次中間取りまとめ（2021.8.10）資料P15抜粋



※ 改正電気事業法のレベニューキャップ制度の規定は、上記スケジュールを実施する上で、適切なタイミングで施行することを想定。

図9 収入上限の審査スケジュール（イメージ）

今後の業務フローについて

- **2023年4月1日よりレベニューキャップ制度を開始する方向で準備を進めていく観点から、収入の見通しの算定に関する省令等が公布され次第、第一規制期間に係る適切な収入の見通しの算定を進めることが望ましい。**
- 本算定にあたっては、国による統計手法等を用いた10社比較（以下「統計査定等」という。）を反映することなどが求められる。一般送配電事業者による収入の見通しの算定に係る準備作業を進める観点から、一般送配電事業者から収入の見通しに関する書類の提出を受けた上で、**電力・ガス取引監視等委員会において、統計査定等を開始**できるよう、資料を送付する。
- なお、改正電気事業法では、収入の見通しの承認を受けた後に、託送供給等約款の変更を行うこととなった。他方で、**託送料金の予見性や透明性の確保の観点**から、収入の見通しに関する書類の提出に併せて、**当該収入の見通しに基づいて、現行の料金算定規則に準じて算定した電圧別平均単価の参考値を示す**ことが望ましい。

